

## 浜松市介護保険給付の制限に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第66条から第69条に規定する保険給付の制限等について、必要な事項を定めるものとする。  
(保険料滞納者に係る支払方法の変更等)

第2条 市長は、法第66条第1項又は第2項の規定に基づき、法第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、第32条第1項、第33条第2項、第33条の2第1項の規定による申請(以下「要介護認定申請等」という。)を行った保険料を滞納している第1号被保険者(以下「第1号保険料滞納者」という。)について、法第41条第6項(法第53条第4項において準用する場合を含む。)、法第46条第4項(法第58条第4項において準用する場合を含む。))及び法第48条第5項の規定を適用しない処分(以下「支払方法変更」という。)を行うときは、当該第1号保険料滞納者に対して、「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」(第1号様式)を送付するものとする。

2 市長は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定に基づき、当該第1号保険料滞納者に対して、前項の通知書に合わせて、「弁明書」(第2号様式)を当該第1号保険料滞納者に送付するものとする。

3 第2項の弁明は、市長に弁明書を提出するものとする。

4 弁明書の提出期限は、原則として第1項の通知書を送付した日から14日とする。

5 市長は、支払方法変更の連絡の同意を得るため、「支払方法変更(償還払い化)の連絡同意について」(第3号様式)を当該第1号保険料滞納者に送付することができる。

(支払方法変更の決定等)

第3条 市長は、前条第3項の弁明の内容について、受け取った日から14日以内に審査し、その結果を「弁明書の審査結果について」(第4号様式・第5号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査の結果、支払方法変更を決定したときは、当該処分内容を被保険者証に記載するとともに、当該第1号保険料滞納者に対して、「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書」(第6号様式)を送付するものとする。

3 市長は、当該第1号保険料滞納者と契約している指定居宅介護支援事業所等に、支払方法変更の連絡同意が得られた場合については、その内容について「支払方法変更通知」(第7号様式)により通知することができる。

4 前項の支払方法変更の開始日は、支払方法変更を決定した日の翌月の1日(翌月1日時点で更新申請における認定有効期間の開始日が未到来の場合は、認定有効期間の開始日)とする。

(支払方法変更記載削除)

第4条 支払方法変更の記載の削除を受けようとする者は、「介護保険支払方法変更記載

消除申請書」(第8号様式)に法第66条第3項の規定に該当する旨を証する書面を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請日から14日以内に支払方法変更の終了の可否を決定し、申請者に対して「介護保険支払方法変更記載消除承認・不承認通知書」(第9号様式)を送付するものとする。

3 前項の支払方法変更の終了日は、当該支払方法変更の終了を決定した日の翌日(翌日時点で第3条第4項に規定する支払方法変更の開始日が未到来の場合は、支払方法変更の開始日)とする。

4 前条3項により指定居宅介護支援事業所等に支払方法変更の通知をした場合、「支払方法変更(償還払い化)の解除について」(第10号様式)を指定居宅介護支援事業所等に送付することができる。

(法第66条第1項に規定する政令で定める特別の事情及び政令第30条第3号の厚生労働省令で定める事由)

第5条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第30条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とは、第1号保険料滞納者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の財産について100分の30以上の損害を受けた場合とする。

2 政令第30条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、第1号保険料滞納者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

3 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第100条第1号に規定する収入が著しく減少した場合とは、第1号保険料滞納者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

4 省令第100条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、第1号保険料滞納者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

(保険料の徴収猶予及び減免、居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例が適用された場合)

第6条 第1号保険料滞納者が浜松市介護保険条例(平成12年条例第54号)第11条第1項第1号から第4号並びに第12条第1項第1号から第5号に該当することにより、保険料の徴収猶予及び減免を受けた場合、法第50条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例又は、法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例の認定を受けた場合は、法第66条、法第67条及び法第69条に規定する保険給付の制限等の規定は適用しない。

(滞納額の著しい減少)

第7条 法第66条第3項に規定する滞納額の著しい減少とは、滞納保険料の額が概ね2分の1に減少し、かつ、残額の滞納保険料の納付が見込まれる場合とする。

(第1号保険料滞納者に係る保険給付の支払の一時差止等)

第8条 市長は、法第67条第1項又は第2項の規定に基づき、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止(以下「支払一時差止」という。)を決定したときは、当該第1号保険料滞納者に対して「介護保険給付の支払一時差止通知書」(第11号様式)を送付するものとする。

2 前項の支払一時差止の開始日は、当該処分を決定した日の翌月の1日(翌月1日時点で更新申請における認定有効期間の開始日が未到来の場合は、認定有効期間の開始日)とする。

(第1号保険料滞納者に係る保険給付の支払一時差止の終了)

第9条 支払一時差止の終了を受けようとする者は、「介護保険給付差止記載消除申請書」(第12号様式)に当該支払一時差止を終了する旨を証する書面を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書を受け取った日から14日以内に支払一時差止の終了の可否を決定し、申請者に対して「介護保険給付差止記載消除承認・不承認通知書」(第13号様式)を送付するものとする。

3 前項の支払一時差止の終了日は、当該給付額減額記載消除に該当する事実の発生した日の属する月の前月末日とする。ただし、その日が当該一時差止の開始日以前となる場合は、開始日の前月末日とする。

(第1号保険料滞納者の支払一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除)

第10条 市長は、法第67条第3項の規定に基づき、支払方法変更及び支払一時差止がなされている第1号保険料滞納者が、なお滞納している保険料を納付しない場合において、当該支払一時差止に係る保険給付の額から当該第1号保険料滞納者が滞納している保険料額を控除するときは、当該第1号保険料滞納者に対して、「介護保険滞納保険料控除通知書」(第14号様式)を送付するものとする。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止等)

第11条 市長は、法第68条第1項の規定に基づき、要介護認定申請等を行った第2号被保険者(以下「第2号保険料滞納者」という。)について、法第41条第6項(法第53条第4項において準用する場合を含む。)、法第46条第4項(法第58条第4項において準用する場合を含む。))及び法第48条第5項の規定を適用しない処分並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める処分(以下「給付一時差止」という。)を行うときは、当該第2号保険料滞納者に対して、「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」(第15号様式)を送付するものとする。

2 市長は、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、当該第2号滞納者に対して、前項の通知書に合わせて、「介護保険給付の一時差止に関する弁明書」(第16号様式)を送付するものとする。

式)(この条において「弁明書」という。)を当該第2号保険料滞納者に対して送付するものとする。

3 第2項の弁明は、市長に弁明書を提出することにより行うものとする。

4 弁明書の提出期限は、原則として第1項の通知書を送付した日から14日とする。

(第2号保険料滞納者に係る給付一時差止の決定等)

第12条 市長は、前条第3項の弁明の内容について、受け取った日から14日以内に審査し、その結果を「介護保険給付の一時差止に関する弁明書の審査結果について(通知)」(第17号様式)により通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査の結果、給付一時差止を決定したときは、当該処分内容を被保険者証に記載するとともに、当該第2号保険料滞納者にたいして、「介護保険給付の支払一時差止等処分通知書」(第18号様式)を送付するものとする。

3 前項の給付一時差止の開始日は、当該処分を決定した日の翌月の1日(翌月1日時点で更新申請における認定有効期間の開始日が未到来の場合は、認定有効期間の開始日)とする。

4 省令第107条第3号の規定による被保険者証の提出期限は、原則として第1項の通知書を送付した日から14日とする。

(第2号保険料滞納者に係る給付一時差止の終了)

第13条 給付一時差止の終了を受けようとする者は、「介護保険給付差止記載消除申請書」(第12号様式)に当該給付一時差止を終了する旨を証する書面を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、給付一時差止の終了の可否を受け取った日から14日以内に決定し、申請者に対して「介護保険給付差止記載消除承認・不承認通知書」(第13号様式)を送付するものとする。

3 前項の給付一時差止の終了日は、当該給付一時差止の終了を決定した日の翌日(翌日時点で第12条第3項に規定する給付一時差止の開始日が未到来の場合は、給付一時差止の開始日)とする。

(保険料徴収権が消滅した場合の給付額減額)

第14条 市長は、法第69条第1項の規定に基づき、第1号被保険者である要介護被保険者等に、保険料徴収権消滅期間があるときに、要介護認定等を行った場合において、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、並びに高額介護サービス費の支給及び高額介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定施設入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う処分、並びに高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定施設入所者

介護予防サービス費の支給を行わない処分（以下「給付額減額等」という。）をするときは、当該処分内容を被保険者証に記載するとともに、当該第1号保険料滞納者に対して、「介護保険給付額減額通知書」（第19号様式）を送付するものとする。

- 2 市長は、当該第1号保険料滞納者と契約している指定居宅介護支援事業所等に、給付額減額の連絡同意が得られた場合については、その内容について「介護保険給付額減額通知書」（第19号様式）により通知することができる。

（給付額減額等の記載消除）

第15条 給付額減額等の記載の消除を受けようとする者は、「介護保険給付額減額等記載消除申請書」（第20号様式）に政令第35条又は省令第113条の規定に該当する旨を証する書面を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請書を受け取った日から14日以内に可否を決定し、申請者に対して「介護保険給付額減額等記載消除承認・不承認通知書」（第21号様式）を送付するものとする。

- 3 前項の給付額減額等の終了日は、当該給付額減額記載消除に該当する事実の発生した日の属する月の前月末日とする。ただし、その日が当該給付額減額の開始日以前となる場合は、開始日の前月末日とする。

（法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情及び政令第35条第3号の厚生労働省令で定める事由）

第16条 政令第35条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とは、要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の財産について100分の30以上の損害を受けた場合とする。

- 2 政令第35条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

- 3 省令第113条第1号に規定する収入が著しく減少した場合とは、要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

- 4 省令第113条第2号に規定する収入が著しく減少した場合とは、要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、前年の収入の100分の70以下に減少した場合とする。

（補則）

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成17年7月1日から適用する。

附則

この要領は平成20年2月1日から適用する。

附則

この要領は平成24年7月1日から適用する。

様式一覧

様式	様 式 名	備 考
1	介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書	電算出力
2	弁明書	
3	支払方法変更（償還払い化）等の連絡同意について	
4	弁明書の審査結果について 弁明を認める場合	
5	弁明書の審査結果について 弁明を認めない場合	
6	介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書	電算出力
7	支払方法変更通知	電算出力
8	介護保険支払方法変更記載消除申請書	
9	介護保険支払方法変更記載消除承認・不承認通知書	
10	支払方法変更（償還払い化）の解除について 事業者宛	
11	介護保険給付の支払一時差止通知書	電算出力
12	介護保険給付差止記載消除申請書	
13	介護保険給付差止記載消除承認・不承認通知書	
14	介護保険 滞納保険料控除通知書	電算出力
15	介護保険給付の支払一時差止等予告通知書 2号	電算出力
16	介護保険給付の一時差止に関する弁明書	
17	介護保険給付の一時差止に関する弁明書の審査結果について	
18	介護保険給付の支払一時差止等処分通知書 2号	電算出力
19	介護保険給付額減額通知書	電算出力
20	介護保険給付額減額等記載消除申請書	
21	介護保険給付額減額等記載消除承認・不承認通知書	